

# 鳥取縣公報

## 規則

### 鳥取縣規則第七〇号

縣外移出家畜(牛、馬、豚)の証明書手数料徴收規則を次のように定める

昭和二十三年十月八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

### 縣外移出家畜の証明書手数料徴收規則

第一條 家畜傳染病予防法第二十條の二による証明書手数料は左の通りとする

手数料

健康証 明書料	屠殺用家畜 証明書料	証明書の書換 又は再交付料
------------	---------------	------------------

成牛馬

五〇円

五〇円

犢駒豚

一五円

二五円

一〇円

第二條 前條の証明書手数料は証明書の交付を受けると

昭和二十三年十月八日 金 曜 日  
第 千 九 百 五 十 号

き証明書の書換又は再交付手数料はその請求をするときこれを納付しなければならぬ

附 則

この規則は昭和二十三年十月一日からこれを施行する

## 告 示

### 鳥取縣告示第四百九十六号

農林水産業調査員を次のように任免し新任者は農林水産業調査指導員に任命した

昭和二十三年十月八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

新任者 解任者 職務執行区域 任免年月日

石川 照美 米原 享 東伯郡旭村 昭和二十三年九月四日

佐々木安祥 松中輝美 西伯郡彦名村 同七月二十日

鳥取縣告示第四百九十七号  
昭和二十三年七月二日次の通り定置漁業権存続期間更新を免許した。  
昭和二十三年十月八日

- 一、免許番号 第六一一号 鳥取縣知事 西 尾 愛 治
- 二、漁業権者 東伯郡下中山村、下中山村漁業会
- 三、漁業の種類及び名称 定置漁業合網類漁業鱒大謀網
- 四、漁業権存続期間 自昭和二十三年七月三日 至昭和二十六年七月二日 参箇年

鳥取縣告示第四百九十八号  
昭和二十三年九月二十七日次の通り特別漁業を免許した。  
昭和二十三年十月八日

- 一、免許番号 第六一二号 鳥取縣知事 西 尾 愛 治
- 二、漁業権者 東伯郡赤碓町 赤碓町漁業会
- 三、漁場の位置 東伯郡赤碓町沖合

- 四、漁業の種類及び名称 特別漁業第四種漁業鱒船曳葛網漁業
- 五、漁獲物の種類 たい、いさぎ、鱒り、ひら
- 六、漁業時期 自六月 至十月三十一日
- 七、漁業権存続期間 自昭和二十三年九月二十八日 至昭和二十八年九月二十七日 五箇年

八、条件制限  
 (一) 五馬力以上の機船を使用してはならない。  
 (二) 地先専用漁場内で操業してはならない。  
 (三) 隣接漁業会から出願のあつたときは漁場を変更することがある。  
 (四) 知事が必要ありと認めるときは既に与えた免許を取り消すことがある。

鳥取縣告示第四百九十九号  
昭和二十三年九月二十七日次の通り定置漁業を免許した  
昭和二十三年十月八日  
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、免許番号 第六一三号

- 二、漁業権者 西伯郡崎津村、崎津村漁業会
- 三、漁場の位置 西伯郡崎津村沖合
- 四、漁業の種類及び名称 定置漁業併網類漁業鱒網
- 五、漁獲物の種類 ぼら、くらだい、すずき、さより
- 六、漁業時期 自四月一日 至十二月三十一日
- 七、漁業権存続期間 自昭和二十三年九月二十八日 至昭和二十六年九月二十七日 三箇年

八、条件制限

(一) 日没から未明までの間、網の一端に水面上高さ一米の位置に赤色標識燈を掲揚すること。  
 (二) 知事が必要ありと認めるときは既に与えた免許を取り消し又は更に条件制限を附することがある。

鳥取縣告示第五百号  
昭和二十三年八月二十三日次の特別漁業権存続期間更新を免許した。

昭和二十三年十月八日

- 一、免許番号 第一五一号 鳥取縣知事 西 尾 愛 治
- 二、漁業権者 東伯郡泊村、泊村漁業会
- 三、漁業の種類及び名称 特別漁業第八種漁業しら漬
- 四、漁業権存続期間 自昭和二十三年八月二十四日 至昭和二十八年八月二十三日 五箇年

鳥取縣告示第五百一十号  
昭和二十三年八月二十三日次の特別漁業権存続期間更新を免許した。  
昭和二十三年十月八日

- 一、免許番号 第一五〇号 鳥取縣知事 西 尾 愛 治
- 二、漁業権者 氣高郡青谷町、青谷町漁業会
- 三、漁業の種類及び名称 特別漁業第八種漁業しら漬
- 四、漁業権存続期間 自昭和二十三年八月二十四日 至昭和二十八年八月二十三日 五箇年

00042

鳥取縣告示第五百二二號

昭和二十三年八月二十三日次の特別漁業権存続期間更新を免許した。

昭和二十三年十月八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、免許番号 第一四九号
- 二、漁業権者 氣高郡浜村町 正條村漁業会
- 三、漁業の種類及び名称 特別漁業第八種漁業しいら漬
- 四、漁業権存続期間 自昭和二十三年八月二十四日 至同二十八年八月二十三日 五箇年

鳥取縣告示第五百三三號

昭和二十三年八月二十三日次の特別漁業権存続期間更新を免許した。

昭和二十三年十月八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、免許番号 第一四八号
- 二、漁業権者 氣高郡酒津村 酒津村漁業会

- 三、漁業の種類及び名称 特別漁業第八種漁業しいら漬
- 四、漁業権存続期間 自昭和二十三年八月二十四日 至同二十八年八月二十三日 五箇年

鳥取縣告示第五百四四號

昭和二十三年八月二十三日次の特別漁業権存続期間更新を免許した。

昭和二十三年十月八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、免許番号 第一四六号
- 二、漁業権者 岩美郡田後村 田後村漁業会
- 三、漁業の種類及び名称 特別漁業第八種漁業しいら漬
- 四、漁業権存続期間 自昭和二十三年八月二十四日 至同二十八年八月二十三日 五箇年

鳥取縣告示第五百五五號

昭和二十三年八月二十三日次の特別漁業権存続期間更新を免許した。

00043

昭和二十三年十月八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、免許番号 第一四七号
- 二、漁業権者 岩美郡網代村 網代村漁業会
- 三、漁業の種類及び名称 特別漁業第八種漁業しいら漬
- 四、漁業権存続期間 自昭和二十三年八月二十四日 至同二十八年八月二十三日 五箇年

鳥取縣告示第五百六六號

昭和二十三年八月二十三日次の特別漁業権存続期間更新を免許した。

昭和二十三年十月八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、免許番号 第一五三号
- 二、漁業権者 西伯郡御來屋町 御來屋漁業会
- 三、漁業の種類及び名称 特別漁業第八種漁業しいら漬
- 四、漁業権存続期間 自昭和二十三年八月二十四日 至同二十八年八月二十三日 五箇年

鳥取縣告示第五百七七號

昭和二十三年八月二十三日次の特別漁業権存続期間更新を免許した。

昭和二十三年十月八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、免許番号 第一五二号
- 二、漁業権者 東伯郡赤碕町大字赤碕 赤碕町漁業会
- 三、漁業の種類及び名称 特別漁業第八種漁業しいら漬
- 四、漁業権存続期間 自昭和二十三年八月二十四日 至同二十八年八月二十三日 五箇年

鳥取縣告示第五百八八號

健康保険法、船員保険法に基、齒科医師である保険医を次のように指定した。

昭和二十三年十月八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

診療科名	名称	所在地	保険医氏名	指定年月日
齒科	三島齒科	米子市博労町	三島邦夫	昭和二十三年
	病院	一丁目一三五		月 日

00044

同 吉田齒科 西伯郡境町 吉田倭子 同  
病院 京町一七一

◇鳥取縣告示第五百九號

國民健康保險組合の事業を行つていた次の法人に対し組合事業の代行廃止を許可した。

昭和二十三年十月八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

農業会の事業代行廃止

1、事業を廃止した法人名及び所在地

法人名 根雨町農業会

所在地 日野郡根雨町大字根雨四〇九番地

2、廃止許可の年月日 昭和二十三年 月 日

◇鳥取縣告示第五百十號

國民健康保險を行う次の村に対し國法第八條の十二の規定に基き條例の制定を認可した。

昭和二十三年十月八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、國民健康保險を行う村 日野郡米澤村

二、條例制定の認可年月日 昭和 年 月 日

◇鳥取縣告示第五百十一號

昭和二十三年五月三十一日存続期間満了に因り次の特別漁業権の消滅を登録しこれを抹消した。

昭和二十三年十月八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、免許番号 第六〇七号

二、漁業権者 東伯郡赤碕町 赤碕町漁業会

三、漁業の種類及び名称 特別漁業第四種漁業鯛船曳葛網

四、漁業権抹消登録年月日 昭和二十三年九月二十七日

◇鳥取縣告示第五百十二號

昭和二十三年八月廣島地方物價事務局告示第百十三号  
(美資料金の統制額指定の件) 附記三の規定によつて店舗の等級を次のように指定する。

昭和二十三年十月八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、普通地区特級店

00045

住 所 氏 名

鳥取市元魚町二丁目 上山 友子

同 中村 みつ

同本町四丁目 巽 智恵子

米子市東倉吉町 山口 かめ

同茶町 矢田具やえの

同桃町 八谷 静枝

同尾高町 藤井 君子

二、普通地区普通店

鳥取市、米子市の中一以外の店及びその他の町村

◇鳥取縣告示第五百十三号

開墾工事補助規程を次のように定める。

昭和二十三年十月八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

開墾工事補助規程

第一條 知事は開墾工事を促進するためこの規程により  
毎年度予算の範囲内で補助金を交付する。  
第二條 補助金は知事の適當と認める団体若しくは個人

の行う左に掲げる事業に要する費用に対して、これを交付する。

一、政府又は縣が農地開發建設工事を施行する地区で建設工事以外の開墾工事

二、第二條第一号以外の地区の開墾工事

第三條 補助金の率は左の標準による。

一、第二條第一号の事実を行う者にあつては別にこれを定める

二、第二條第二号の事業を行う者にあつては事業費の二割以内

第四條 補助金の交付を受けようとする者は申請書(様式第一号)に左に掲げる書類を添付してこれを知事に提出しなければならない。

一、開墾計画書

第二條第一号の事業を施行するものにあつては様式第一号の一

第二條第二号の事業を施行するものにあつては様式第二号の一

00046

二、收支予算書

三、補助金交付の事業に認可、許可、議決又は同意を要するものにあつてはこれを証する書面（未だこれを得ることのできないときはその事由を記載した書類）

四、数人共同して事業を行うときは事業施行に関する契約書の謄本

五、定款及び規約

数人共同して事業を施行するときは代表者を定めその正当なことを証する書面を前項申請書とともに提出すること

第五條 補助金交付の指令を受けたものが第四條の規定の書類に記載した事項に重要な変更を加えようとするときは予め知事に届け出なければならぬ。

前項の届け出があつた場合知事が必要と認めるときは計画の変更その他必要な事項を命ずることがある。

第六條 補助金を請求しようとするものは毎年度終了後一ヶ月以内に左に掲げる書類を知事に提出しなければ

ならない。

一、補助金請求書 様式第三号

二、事業成績書

第二條第一号の事業の場合にあつては様式第四の一号

第二條第二号の事業の場合にあつては様式第四の二号

三、收支決算書 様式第五号

第七條 前條による補助金は実地検査の上これを交付する。

第八條 補助金交付の指令を受けた者は工事を開始又は終了（様式第六号）したときはその旨を知事に届け出なければならぬ。

第九條 補助金の交付を受けたものが左の各号の一に該当する場合は知事は補助金の全部又は一部の還付を命ずることがある。

一、この規程に違反したとき

二、補助金交付の條件に違反したとき

三、事業施行方法が不適當と認められたとき

四、事業の停止、廃止等により竣工の見込がないと認め

00047

められたとき

第十條 当該事業若しくは事項の執行につき縣監査委員において随時監査を執行することがある。

附則

この規程は昭和二十三年四月一日からこれを適用する。

昭和二十一年八月鳥取縣告示第三百二十四号緊急開拓補助開墾及び開拓道路事業補助規程はこれを廃止する。

但し昭和二十二年において施行せる事業についてはなおその効力を有する。

様式第三号

開墾工事補助金請求書

一金

昭和 年度事業施行のため支出した金額

規程第二條第一号の開墾費 円に対する補助金

同 第二條第二号の開墾費 円に対し二割

昭和 年 月 日 附鳥取縣受耕第 号指令に

基く補助金を交付下さる様事業成績書及び收支決算書を添付請求いたします

年 月 日

様式第一号

農地開墾開墾工事補助申請

別紙事業計画書の事業（ ）を施行いたしますから御補助せられたく開墾工事補助規程によつて申請いたします

年 月 日

様式第四号の一

建設工事地区開墾工事成績書

地区名 着手年度 事業主体名

知 事 殿 事業主体名

住 所

区分	前年度	本年度	翌年度
	まで	まで	以降
	戸数	面積	見込量
	増減	増減	増減
	摘要	摘要	摘要

補助金計	補助金	地元負担金	事業費	平均反当	事業費	既入植者	新入植者	増反者
	同	同	同	同	同			

備考

一、着手年度は農地開発事業として着手した年度を記入すること。  
 二、増産数量は米麦諸類等に分けて記入すること。

様式第五号

昭和 年度(自昭和 年月日) 収入  
 至昭和 年月日) 収支決算書

科目	前回の収入額	今回の収入額	計	附記
科目	前回の支出額	今回の支出額	計	附記
科目	前回の繰上り	今回の繰上り	計	附記
科目	前回の繰下り	今回の繰下り	計	附記
科目	前回の増産	今回の増産	計	附記
科目	前回の減産	今回の減産	計	附記
科目	前回の残額	今回の残額	計	附記

様式第四号の二

開墾工事成績書

種別	開田		戸数	増産	摘要
	開田	計			
個所数	町	町			
事業量	町	町			
前回の	町	町			
今回の	町	町			
前回の	町	町			
今回の	町	町			
前回の	町	町			
今回の	町	町			

備考

増産量は米、麦、諸類等に分けて記載すること。

様式第六号

工事着手(終了)届  
 昭和 年 月 日 附鳥取縣受耕第 号指令開墾  
 工事は昭和 年 月 日着手(終了)いたしましたから御届いたします。

住 所  
 事業主体名  
 知 事 殿

様式第七号の二

農地開発事業設計書

- 一、地区概要
- (一) 地区名
- (二) 地区所在地
- (三) 事業の範圍

(四) 土地の現況

一、工事計画

(一) 計画の要領

(二) 工事の施行前後における土地の地積、地目別合計

(三) 土地の配分(別紙明細の通り)

(四) 工事によつて得べき増産見込量

(五) 建設工事の開始及び終了の予定時期  
 開墾工事の開始及び終了の予定時期

(六) 工事の年度割予定(別紙明細の通り)

(七) 事業に要する費用予算並びにその年度割予定(別紙の通り)

(八) 事業施行による利得

(九) 現形平面図(由陸地測量部五万分の一とする)

(十) 計画平面図(別紙明細の通り)

(十一) 主要構造図

(十二) 工事費明細書

(十三) 工事費明細書

- 三、入植及び農業計画
- (一) 入植戸数
- (二) 農業経営規模
- (三) 農業経営組織
- (四) 部落の形態
- (五) 住宅施設等計画の概要

別紙明細

- 二の(三) 土地配分
- (1) 土地利用区分

区分	計画面積	摘要
地区総面積		
耕地		
畑地		
附帯地		
宅地		
公共施設用地		
幹線道路水路敷地		
幹線防風林地		
その他		

註「附帯地とは耕地及び宅地とともに個人に賣り渡すべき土地で放牧地、薪炭林、防風林地及び道水路敷地をいう。

2、その他はこの表の他の欄に区分し難い土地で土取場をいう。

- (2) 土地区劃標準

区分	標準面積	摘要
附帯地		
畑地		
宅地		

註 附帯地は適宜内訳を設計或は摘要欄に説明を加えること。

- (3) 土地配分計画

区分	入植者増反者計	一戸当配分基準	摘要
入植者増反者			
用地			
地			

種別	総量	同	上	年	度	割	摘要
計画面数		昭和	昭和	昭和	昭和		
		年度	年度	年度	年度		

註 その他とは売渡しの対象とするべき土地で他の欄に区分し難いものをいう。

- 二の(六) 工事年度割予定

種別	昭和	昭和	昭和	昭和	摘要
一、建設工事					
堰					
頭首工					
揚水機					
幹線用水路					
幹線排水路					

- 二の(七)

事業に要する費用予算並びにその年度割予定

種別	総額	同	上	年	度	割	反	当	摘要
一、建設工事		昭和	昭和	昭和	昭和				
工事費		年度	年度	年度	年度				
堤塘									

頭首工																					
揚水機																					
幹線用水路																					
幹線排水路																					
幹線道路																					
...																					
雑費																					
事務費																					
計																					
二、開墾工事																					
工事費																					
開田																					
開畑																					
支流線道路																					
...																					
雑費																					
事務費																					
合計																					

(10)十  
計画平面図

計画平面図の作成は左の要領にすること。  
 (1) 縮尺は千二分の一とする。但し概ね八百町歩以上の地区については三千分の一で差支へない。  
 (2) 平面図は地区総面積とその土地利用区分(一)の(三)に示されたものを明確にする。  
 (3) 土地配分計画を明確に示すため、一律毎に区割を朱線で示して一戸毎の一連番号を朱記する。  
 様式二号の一  
 開墾計画書

一、事業施行地の現況

- 二、事業の目的及び計画説明
- 三、工事仕様
- 四、工事施行前後の土地の地目別合計
- 五、事業施行によつて得べき増産見込数量
- 六、事業開始及び終了予定時期
- 七、事業に要する費用予算並びに明細書
- 八、事業施行地及びこれに隣接する土地の現形図及び予定図(必要あるものに添付)
- 九、工事年度割予定
- 十、事業費の年度割予定
- 十一、耕作者戸数(入植増反別)

◇鳥取縣告示第五百十四號  
 新炭層給調査規則第二十三條第二項の規定に基く小売登録  
 後交付、申請者の住所及び氏名を鳥取縣新炭層給調査規則  
 施行細則第十五條の規定によつて次のように公表する。  
 昭和二十三年十月八日

鳥取縣知事 西尾 愛 治

郡市 町村 大字 香地 氏 名

鳥取市湯所町

八五

山下貞次

同 菟片原町

四二ノ四 中口隆英

同 御弓町

四〇ノ一 宮木をきさ

同 東町

一四七ノ六 山川爲之助

同 吉成

五一〇 美保農業協同  
 組合長 漆原健治

同 東品治町

國有鉄道共済組合米子物資  
 部鳥取市部長 山根品一郎

同 東町

一七七ノ一 小林松平

同 江崎町

三二 大北ツル子

同 東町

二六四 本庄かめ

同 立川町

四丁目 八三 岩崎利男

同 新鑛物師町

八五 岸本とよ

同 今町

二丁目 三一 小川徳次郎

同 新品治町

二一五 細田政義

同 行徳

三六九ノ六 松尾かね子

同 吉方町

四区 六九九 横山幸子

同 西町

三区 三四九 田淵健二



00054

同賀露町	一、一八一	宮根春治	同弥生町	二丁目	國有鉄道共済組合米子物 資部米子支部長 土井亮
同	一、一八九ノ五	坂口重平	同立町	二丁目	六 森田とめ
同西品治町	一三七	福本常藏	同錦町	二丁目	一八一 本池清隆
同立川町	二丁目	九八ノ二 椿 岩夫	同道笑町	三丁目	二一 上杉照子
同川端町	一丁目	三五 伊吹喜代造	同朝日町	一区	一四 実重好江
同大工町頭	二丁目	田中壽治	同勝田町	上福原	二七三 志永喜之逸
同二階町	三丁目	二〇 河田重基	同福生	上福原	八二 伊澤千賀
同東品治町	二	二 戸田八太郎	同車尾	一、四三〇	野々村良躬
同元鑄物師町	五二ノ一	但住豊吉	同内町	一、二六	大原繁太郎
同東品治町	一八ノ一六	寺坂林藏	同加茂町	二丁目	三五 三代キク
同	五五ノ一	一百野拓	同角盤町	一丁目	四一 三鴨千登世
同茶町	一二	米澤富子	同寺町	一丁目	一八 早原七朗
同立川町	三丁目	西尾春子	同茶町	一丁目	五〇 綿辺秀文
同東品治町	二区	一八 影日幸光	同角盤町	一丁目	八八 長尾トモ
同岩倉	四六一	岩井定吉	同尾高町	二丁目	五二 川上元一
同丸山	一五八	中ノ郷農業協同 組合長 村上善市	同灘町	二丁目	一六〇 榎野敏子
同東品治町	六ノ一三	加井寅之祐	同角盤町	四丁目	二〇 波多野利市
米子市末廣町	一〇	和田恒夫	同富士見町	一四	松原菊太郎

00055

同岩倉町	二一	岩田民藏	同	岩本	三三七ノ一	石河徳江
同兩三柳	一、一三六	吉村二郎	同倉田村	國安	西尾鈴子	
同錦町	二丁目	七 井田守之助	同面影村	雲山	四〇 面影村農業協同 組合長 今井岩造	
同立町	二ノ三二	有責任米子生活協 同組合長 此下英俊	同田後村		六七 保証責任田後信用購 買販売利用組合興洋 会会長 細井利三	
同角盤町	三丁目	六 米子市第一農業 協同組合 長管田明	同網代村		一八ノ五八 網代村漁業会 会長 板倉重平	
同	六	米子市農業協同 組合長 足鹿覚	同小田村	荒金	一三四 博田正道	
岩美郡浦富町	浦富	一九〇七 浦富町農業協同組合 組合長 中島峯次	同字倍野村	宮ノ下	二四〇 森田宗治	
同倉田村	八坂	五七 倉田村農業協同組合 組合長 岡村平藏	同津ノ井村	桂木	一九三 津ノ井村農業協同 組合長 寺坂直次郎	
同岩井町	長谷	八二六 松本脩一	同米里村	久未	八九ノ二 米里村農業協同 組合長 西村辰治	
同	岩井	五二〇 渡根久子	同本庄村	新井	二六三 本庄村農業協同 組合長 前田繁藏	
同字倍野村	町屋	三〇四 字倍野村農業協同 組合長 多田鉄藏	同福部村	左近	四〇六ノ一 山崎健造	
同	宮ノ下	安田勝太郎	同浦生村	島越	二五二ノ一 山本隆晃	
同津ノ井村	余戸	戸田國夫	同成器村	神護	二三七 松島節雄	
同東村	小羽尾	三九二ノ一 東村農業協同 組合長 中恒義治				
同大岩村	大谷	三二二ノ一 大岩村農業協同 組合長 奥田鶴雄				

八頭郡賀茂村	宮谷	二六一	賀茂村農業協同
同	那家	一三六	組合長 上原精太郎
同	同國中村	九三	國中村農業協同
同	同船岡村	三一五	船岡村農業協同
同	同大伊村	一五三	柳谷清愛
同	同國英村	四五三	國英村農業協同
同	同河原町	五二ノ四	河原町農業協同
同	同	三〇	米澤久雄
同	同	七七二	猪口勇
同	同	一〇五	垣田正一
同	同	八八四	安部村農業協同
同	同	二九八ノ一	東村農業協同
同	同	五三才	中尾松次
同	同	六六ノ一	山根嘉代藏
同	同	一二二六	盛田俊一

同	同	二六四	西山富藏
同	同	一三五ノ一	中尾文太郎
同	同	一三五ノ九	中島鉄次郎
同	同	二二六	中村周藏
同	同	八二	中私都村農業協同
同	同	五三四	下私都村農業協同
同	同	六八一	森尾二郎
同	同	二五八	尾崎泰三
同	同	三二	竹村清信
同	同	三七ノ一	坂本藤藏
同	同	四八才	大坪兼太郎
同	同	一六四二	白間花野
同	同	一五二五	石谷輝雄
同	同	一二六	中西利治
同	同	一六五六	中島千代子
同	同	一七四	中村輝男
同	同	一二二	岡田弥惣治

同八上村	曳田	一八六ノ一七	八上村農業協同
同	同	組合長 鳥越政憲	
同	同	五二二	森田弘
同	同	二〇五	國岡徳衛
同	同	一二七	木村直三郎
同	同	一七四	那岐農林工業有限
同	同	四四九	船越光藏
同	同	三九七六	青谷町農業協同
同	同	一一三	中郷村農業協同
同	同	三〇〇ノ一	日置谷村農業協同
同	同	二七	美穂村農業協同
同	同	六六〇ノ二	浜村町農業協同
同	同	八八九ノ一	寶木村農業協同
同	同	八二〇	大正村農業協同
同	同	六八二ノ九	吉井定雄

同酒津村	大桶	四八三	新好男
同	同	五二〇ノ一	豊実村農業協同
同	同	一五四五	末恒村農業協同
同	同	一〇五二	清水富治
同	同	一五三ノ一	千代水村農業協同
同	同	六一	瑞穂村農業協同
同	同	一三九八	鹿野町農業協同
同	同	七八六	北村泰
同	同	一五八八	湖山村農業協同
同	同	二六七	大賀正雄
同	同	二七九	松保村農業協同
同	同	二四二六	阪田初造
同	同	一〇三	尾崎増治
同	同	六八二ノ一五	原田敏郎

昭和二十三年十月八日

第一三三號郵便物部

同青谷町	同濱村町	同吉岡村	同青谷町	同	同大和村	同神戸村	同逢坂村	同勝谷村	同東郷村	東伯那赤崎町	同上中山村	同大誠村	同榮村	同舍人村
濱村	吉岡	寺内	今在家	赤崎	八重	瀬戸	瀬谷	白石	赤崎	赤崎町農業協同組合長 前田豊秋	八重	瀬戸	瀬谷	白石
三八五六	四五二一	三三七〇	一九八	一五四六	一五三	六〇〇五	七八二	六三七	一五八	組合長 奏源吉	一五三	六〇〇五	七八二	六三七
田中千代	山口徹心	勝谷村農業協同組合長 奏源吉	田中 操	赤崎町農業協同組合長 前田豊秋	山崎政一	大誠村農業協同組合長 健代市次	榊井なか	福井善九郎	田中 操	湯川徳男	逢坂村農業協同組合長 山根清太郎	大誠村農業協同組合長 健代市次	榊井なか	福井善九郎

同會吉町	同小鴨村	同上小鴨村	同南谷村	同山守村	同高城村	同北谷村	同淺津村	同橋津村	同泊村	同松崎村	同小鹿村	同三朝村	同
新町 二四二一	中河原 五四〇	上古川 一三〇	大鳥居 二一〇	今西 一一〇	上福田 四八二	澤谷 一七七	下淺津	橋津	泊	西小鹿 一四八	砂原 一九六	横手	
一三〇	五四〇	一三〇	二一〇	一一〇	四八二	一七七		三六四	二四八	一四八	一九六	三三八	
有限責任吉生活協同組合 榎友太郎	荒尾美喜雄	岡本市太郎	山本武雄	石賀一郎	藤原善夫	南城一郎	淺津村農業協同組合長 本多不二雄	橋津村同 但馬吉太郎	藤井力造	白神庄太郎	吉田米藏	安達 諒	松原定一

同旭村	同倉吉町	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
本泉	福吉	仲の町	西岩倉	住吉町	新町三丁目二三八	凹谷	河原町	大正町一〇七五	同	住吉町	歎経寺	泊	光	本一恒
三七一	七九九	三二	三一	一〇七六	一三三〇五	一三三〇五	一〇七五	一〇七六	六七〇	二五六〇	八四一	二五七	三四二	七五一
松浦 薫	尾崎民藏	出口 一	福田靈藏	小椋大藏	中山英惠	山本周三	柳川仁藏	中村さく	升田晴子	鳥羽大喜藏	小椋花代	笠田 準	大本榮市	足立猶信

同下北條村	同中北條村	同上北條村	同由良町	同	同浦安町	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
弓原	江北	井手畑	由良		上伊勢	金市	同	同	同	同	同	同	同	同	同
三四七〇六	七三八	一三	一七〇七	五一〇	一三〇	二四三	二二六	三〇一	二二六	二二六	三〇一	四四二	五二七	一三九一	一六六三
下北條村同 吉田純一	中北條村同 齊尾嘉久	上北條村同 磯江義博	由良町同 齊尾正人	三木信子	浦安町農業協同組合長 近池利勝	種子繁平	坂本実治	中本常吉	下郷村農業協同組合長 家森隆治	小綿合名会社 代表社員 小綿真雄	西村のぶ子	八橋町農業協同組合長 小谷米康	八橋町農業協同組合長 小谷米康	八橋町農業協同組合長 小谷米康	八橋町農業協同組合長 小谷米康

昭和二十三年十月八日



同余子村	竹内	六六四	新、乙市
同上長田村	大木屋	一六一	矢田貞勝美
同光徳村	東坪	二	光徳村農業協同組合長 淺井幹
同御來屋町		九二五	後藤壽治
同成実村	奥谷	九四四	立林彦三郎
同日吉津村	日吉津	三七五	中野喜樽
同大和村	佐陀	四八一	大和村農業協同組合長 長谷川勝馬
同幡郷村	大殿	一〇九二	幡郷村同 影山仙治
同尙徳村	榎原	一四二七	尙徳村同 鷺見由三郎
同法勝寺村	鴨部	一六一七	遠藤八重子
同大高村	尾高	一六八四	吉木育子
日野郡溝口町	宇代	三六四	山中 保
同米澤村	宮市	三六六	原田良雄
同黒坂町	上香	一一三六	稲田利正
同阿昆縁村	下阿昆縁	三七六	木村義之
同日光村	大坂	七六七	遠藤覚重
同根雨町	上町		眞島貫男

同	根雨	四一五	橋谷眞澄
同日野上村	矢戸	一一九六	田辺令吉
同	同	一一九三	足羽勝太郎
同	生山	一三五	瀬尾義博
同	同	二〇二	富田平八郎
同溝口町	溝口	七〇九	竹内うめよ
同神奈川村	武庫	四三一	石原明哉
同日野上村	霞	三四〇	柴原武義
同八郷村	久古	一二七九	中原眞嗣
同江尾町	江尾		白石秀之
同溝口町	溝口	六七四	永江 清

昭和二十三年十月八日

昭和二十三年十月八日

昭和二十三年十月八日

昭和二十三年十月八日

昭和二十三年十月八日